

社会保険 | 外国人労働者に対する社会保険規定

2021年12月

■ 概要

2022年1月1日より、外国人労働者に対して退職金・遺族給付に関する規定が適用され、保険料率が変わります。上限金額は、ベトナム人労働者と同様です。

外国人労働者 保険料率まとめ

期間		2022年1月1日～2022年6月30日		2022年7月1日～	
保険料負担		雇用者	被雇用者	雇用者	被雇用者
社会 保 険 料 率	退職金・遺族基金	14%	8%	14%	8%
	疾病・妊娠出産基金	3%	0%	3%	0%
	労働災害・職業病基金	0%	0%	0.5%	0%
健康保険料率		3%	1.5%	3%	1.5%
失業保険料率		0%	0%	0%	0%

適用対象外

- ・ベトナム法人の管理者、専門家及び技術者として12ヵ月以上前に採用され、一時的に企業内人事異動する外国人労働者
- ・定年退職年齢に達した労働者

参考記事：[外国人労働者に対する社会保険規定 2018年10月31日](#)

(法令) 政令DECREE 143/2018/ND-CP, 政府決議 RESOLUTION 68/NQ-CP 等

■ お問い合わせ

- ✓ ベトナム進出支援
- ✓ 月次記帳
- ✓ 税務申告
- ✓ ライセンス
- ✓ ビザ
- ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。